

# 社会福祉法人 みんなでいきる

## 給 与 規 程

### 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、就業規則第50条に基づき、職員の給与に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第2条に定める職員に適用する。

第3条 (賃金の構成)

賃金の構成は次の通りとする。

〈基準内賃金〉

賃金・・・基本給

〈基準外賃金〉

諸手当・・・役職手当、職務手当、資格手当、扶養手当、通勤手当、特別業務手当、介護職員処遇改善手当、宿直手当、回数手当、待機番手当、深夜緊急出勤手当、調整手当

割増賃金・・・時間外労働割増賃金、休日労働割増賃金、深夜労働割増賃金

〈 賞 与 〉

(給与の形態)

第4条 給与の形態は、次のとおりとする。

- ① 月給制
- ② 時給制
- ③ 年俸制 (管理職)

(計算期間および支払日)

第5条 給与の計算期間は、毎月21日から翌月20日までを1カ月として締め切って計算し、給与の支払日は当月末とする。ただし、末日が休日に当たるときは、その前日とする。なお、基準外手当については翌月の支払日に支給する。

2 賞与については、前項の規程は適用しない。

(給与の計算方法)

第6条 所定労働時間の全部または一部を労働しなかった場合においては、その時間に対

する給与は支給しない。ただし、本規程で別に定めのある場合においては、その規程による。

- 2 給与締切期間の中途において、入社または退社した者の当該給与締切期間の給与は、労働した時間に対して支給する。

(非常時払い)

第7条 職員が次の各号の一に該当する場合は、第5条の支払日前であっても、既往の労働に対する給与を支払うものとする。

- ① 職員の出産・疾病および災害の場合
- ② 職員の収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかりまたは災害を受けた場合
- ③ 職員が結婚し、またはその収入によって生計を維持する者が結婚し、もしくは死亡した場合
- ④ 前各号の他、やむを得ない事情があると本法人が認めた場合

(退職時払い)

第8条 第5条の規程に関わらず、職員が死亡しまたは退職した場合において、本人または遺族の請求があったときは、7日以内に給与を支払う。

(給与の支払方法)

第9条 給与は全額、通貨または本人の同意を得て銀行その他金融機関の本人名義の預金口座へ振り込むことによって支払う。ただし、次に掲げるものは支払の時控除する。

- ① 所得税
- ② 地方税
- ③ 健康保険料
- ④ 厚生年金保険料
- ⑤ 雇用保険料
- ⑥ その他職員との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

(臨時休業中の賃金)

第10条 職員が本法人の責めに帰すべき事由により休業した場合においては休業1日につき労働基準法第12条に規定する平均賃金の100分の60を支給する。

(年次有給休暇時の賃金)

第11条 就業規則第41条の規程により、職員が年次有給休暇を取得した場合においては、その期間については所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支給する。

## 第2章 基準内賃金

(基本給)

第12条 基本給は、本人の能力・経験・技能・作業内容等を勘案して、各人ごとに決定する。

(初任基本給)

第13条 新規学卒採用者の初任基本給は、別に定める給与表に基づく。

- 2 中途採用者の初任基本給は、新規学卒採用者の初任基本給をもとに、各人の年齢・経験等を勘案して決定する。

(賃金改定<昇給・降給>)

第14条 賃金改定は基本給について行うものとし、原則として毎年4月に行うものとする。但し、前年度末までに60歳に達した職員を除くものとする。

- 2 賃金改定は、年齢・勤続によるものと、各人の担当する職務とその遂行能力について、人事考課に基づき行う。
- 3 次の各号の一に該当する者については、当該期に限り昇給を保留することがある。
  - ① 調査期日（3月末日）前1カ年に入職し勤続年数が1年未満の者。
  - ① 調査期日前1カ年（雇入後1カ年に満たない者については雇入後の期間とする）につき、休業60日を超えた者。  
ただし、休業日数には、年次有給休暇・法人都合による休業・業務上災 災害による休業・公務による休業の期間は算入しない。
  - ② 就業規則第65条の規程により制裁を受けた者
  - ③ 著しく技能が低い者または著しく勤務成績もしくは素行が不良の者

## 第3章 基準外手当

(役職手当)

第15条 役職手当は次の区分により支給する。

- |        |    |         |
|--------|----|---------|
| ① 課長   | 月額 | 20,000円 |
| ② 課長補佐 | 月額 | 10,000円 |
| ③ 係長   | 月額 | 6,000円  |
| ④ 係長補佐 | 月額 | 4,000円  |
| ⑤ 主任   | 月額 | 2,000円  |
- 2 時間外労働割増賃金および休日労働割増賃金は、役職手当として支払った分については、二重の支給をしない。

(職務手当)

第16条 職務手当は次の職務についての職員に対して支給する。

- |                 |    |         |
|-----------------|----|---------|
| ① 高齢施設相談員       | 月額 | 20,000円 |
| ② 障害施設サービス管理者   | 月額 | 15,000円 |
| ③ 障害施設児童発達管理責任者 | 月額 | 15,000円 |
| ④ 居宅ケアマネージャー    | 月額 | 15,000円 |
| ⑤ 施設ケアマネージャー    | 月額 | 10,000円 |
- 2 時間外労働割増賃金および休日労働割増賃金は、職務手当として支払った分については、二重の支給をしない。

(資格手当)

第17条 職員が、次に掲げる資格を取得し申し出た場合、1資格につき3,000円(パート職員に対しては2,000円)を資格手当として支給する。

- |                             |
|-----------------------------|
| ① 介護福祉士                     |
| ② 社会福祉士                     |
| ③ 精神保健福祉士                   |
| ④ 介護支援専門員                   |
| ⑤ 管理栄養士                     |
| ⑥ 保育士                       |
| ⑦ 公認心理師                     |
| ⑧ その他法人が業務上必要かつ資格手当対象と認めた資格 |
- 2 時間外労働割増賃金および休日労働割増賃金は、資格手当として支払った分については、二重の支給をしない。

(扶養手当)

第18条 扶養手当は、扶養家族を有する職員に対して支給する。

- 2 前項に規定する扶養家族とは、次に掲げる者で主としてその職員の扶養を受けている者をいう。
- |                    |    |        |
|--------------------|----|--------|
| ① 配偶者(内縁関係にある者を含む) | 月額 | 5,000円 |
| ② 満18才未満の子         | 月額 | 2,000円 |

(通勤手当)

第19条 通勤手当は、交通用具を用いて通勤する職員に対して通勤距離に応じて通勤手当を支給する。

2km以上	～	5km未満	3,000円
5km以上	～	10km未満	6,000円
10km以上	～	15km未満	9,000円
15km以上	～	20km未満	12,000円
20km以上	～	25km未満	15,000円
25km以上	～	30km未満	18,000円
30km以上	～	50km未満	21,000円
50km以上			30,000円



(待機番手当)

第24条 職員が、施設利用者等の夜間における対応が必要な場合、電話等により常時連絡ができるシフトに入った場合1回当たり3,000円を支給する。

- 2 時間外労働割増賃金および休日労働割増賃金は、待機番手当として支払った分については、二重の支給をしない。

(深夜緊急出勤手当)

第25条 休日または退勤後、緊急対応にて出勤され、出勤時間または退勤時間が深夜22:00~5:00の間に掛かった場合に1回当たり2,000円を支給する。

- 2 時間外労働割増賃金および休日労働割増賃金は、深夜緊急出勤手当として支払った分については、二重の支給をしない。

(調整手当)

第26条 給与改定に伴い不利益が生じないように、前職との給与水準の差額を調整する必要がある者について支給する。

- 2 中途採用の職員で、その業務内容において特別な能力が必要とされる場合について支給する。
- 3 調整手当の額は個々の状況に応じて理事長が決定する。

(時間外勤務手当)

第27条 所定労働時間外に労働した場合には、時間外勤務手当を30分ごとに次の計算により支給する。ただし、1ヶ月の時間外勤務が60時間を超えた部分について割増率を1.5とする。

① 月給者の場合

基準内賃金

$$\frac{\text{基準内賃金}}{\text{1年間における1ヶ月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}$$

(171.2時間)

② 時給者の場合

基本給(時給) × 1.25 × 時間外勤務時間数

(休日勤務手当)

第28条 法定休日に労働した場合には、休日勤務手当を次の計算により支給する。

① 月給者の場合

基準内賃金

$$\frac{\text{基準内賃金}}{\text{1年間における1ヶ月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{時間外勤務時間数}$$

(171.2時間)

なお、法定休日以外の休日に労働した場合には、上記の式の1.35を1.25として算出する。



付 則

1. この給与規程を改廃する場合には、職員の代表の意見を聴いて行う。
2. この規程は、平成15年4月1日から施行する。
3. 平成18年12月21日 第19条（深夜勤務手当）改訂
4. 平成20年11月21日 第19条（深夜勤務手当）改訂
5. 平成21年 9月 1日 第17条（介護職員処遇改善手当）追加
6. 平成26年 4月 1日 改訂（社会福祉法人みんなでいきる設立）
7. 平成29年 4月 1日 改訂
8. 平成30年11月 1日 改訂
9. 平成31年 3月27日 改訂（夜勤、宿直手当）改訂
10. 令和 4年 4月 1日 改訂